

# あなたの力をもう一度枚方市で

## 元職員を対象とした「おかれりな 採用」スタート

市は、結婚、出産、介護など、やむを得ない事情により本市を退職した人で、もう一度本市で働きたいという意欲のある人を対象とした採用である「枚方市おかれりな採用」を今年度から実施する。

労働人口の減少等により人材確保競争が激化する中で、個々に応じた多様なキャリアプランに対応し、即戦力となる優秀な人材を確保するとともに、在職時の経験や退職後に得た知識などを業務で活用してもらうことで、組織力を強化し、さらなる市民サービスの向上につなげることを目的としている。申込は令和 7 年 12 月 22 日（月）午前 9 時～翌年 1 月 23 日（金）正午に専用サイトで受け付ける。

★やむを得ない事情で一旦退職したが、ライフステージの変化などにより現在勤務が可能となった就業意欲のある人を再採用することで、即戦力としての活躍が期待できる。また、在職中や退職後に得た知識・経験・スキルを存分に生かすことにより、複雑・多様化する行政ニーズへの対応や組織力の向上につなげるもの。受験者にとっても他の職員採用試験よりも負担が少ないことや、業務や職場の雰囲気などを既に知っていることから心理的なハードルが低くなることなどのメリットがある。

★職種は、本市を退職した時の職種と同一とする。対象は結婚（家族の転勤等に伴う転居含む）、出産、育児、介護または看護を理由にやむを得ず退職した者のうち、以下の要件をすべて満たす者。

- ・昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- ・退職時の職制が課長代理級以下の者
- ・正職員として 5 年以上の実務経験を有する者
- ・退職の翌日から起算して 10 年以内の者（令和 8 年 4 月 1 日時点）
- ・枚方市において、懲戒免職または分限免職の処分を受けたことがない者
- ・定年前早期退職制度の適用を受けて退職した職員ではない者

★申込は令和 7 年 12 月 22 日（月）午前 9 時～翌年 1 月 23 日（金）正午に専用サイトで受け付ける。原則として翌年 4 月 1 日付または 10 月 1 日付で採用。個別面接の結果および在籍時の勤務成績等により選考を行う。採用は若干名を予定。なお、令和 8 年度からは、申込期間を通年として実施していく予定。その他詳細は、本市ホームページに掲載している募集要項を参照。

<お問い合わせ>

総務部人事課

☎: 072-841-1281、FAX: 072-846-2271 メールアドレス: [jinji@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jinji@city.hirakata.osaka.jp)